

自 平成10年6月16日

至 平成10年6月18日

平成10年第6回

階上町議会定例会会議録

階上町議会

平成10年第6回階上町議会定例会会議録 (第1号)

招集年月日	平成10年6月16日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 会	平成10年6月16日 午前10時00分				議 長	前 田 常 男		
及び宣告	散 会	平成10年6月16日 午前10時21分				議 長	前 田 常 男		
応(不応)招議員 及び出席並びに欠 席議員 棚 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	松 森 高	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○
会議録署名議員	14 番		荒 道 鶴 造			15 番		大 下 義 雄	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長		高 橋 信 一			総務課長補佐		中 村 豊 志	
	庶務係長		田 中 昇						
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	町 長		正部家 佑 介			助 役		中 村 禮 一 郎	
	収 入 役		伊 藤 昭 一 郎			教 育 長		大 釜 安 也	
	総 務 課 長		浜 谷 政 己			企 画 課 長		三 上 孝 八	
	税 務 課 長		松 橋 隆 巳			保 健 福 祉 課 長		鳩 文 男	
	農 林 課 長		浜 谷 義 勝			建 設 課 長		高 階 繁 雄	
	町 民 課 長		上 沢 寿 勝			水 産 商 工 課 長		中 城 功	
	中央保育所長		桑 原 定 男			出 納 室 長		齊 藤 博 俊	
	教 育 次 長		渡 部 光 雄			学 務 課 長		渡 部 光 雄	
	社会教育課長		小 澤 勝			体 育 課 長		池 田 隆	
	給食センター所長		林 貢			農委事務局長		工 藤 靖 夫	
	診療所事務長		鳩 文 男			企 画 課 長 補 佐		上 博 文	
	代表監査委員		下 野 岩 男						

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

- 開会・議長
(前田常男君)
- ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成10年第6回階上町議会定例会を開会いたします。
- 開議・議長
(前田常男君)
- 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。
- 議長(前田常男君)
- 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番 荒道鶴造君、15番 大下義雄君、両君を指名いたします。
- 議長(前田常男君)
- 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
本定例会の会期は、本日から6月18日までの3日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、会期は3日間と決しました。
- 議長(前田常男君)
- この際、報告第1号 平成9年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、議案第13号 青森県市町村職員退職手当等組合規約の一部を変更する規約についてまでの件、15件を一括上程いたします。
- 提出者から提案理由の説明を求めます。
階上町長 正部家佑介君
- 町長(正部家佑介君)
- 平成10年第6回階上町議会定例会を開催するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思います。

報告第1号 平成9年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本案は、平成9年度で定めました、登山口・石倉線道路改良事業に係わる事業費、83,966千円を平成10年度に繰越し、事業を施行するものであります。

報告第2号 平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本案は、平成9年度で定めました、大蛇地区漁業集落環境整備事業費、73,514千円を平成10年度に繰越し、事業を施行するものであります。

議案第1号 専決処分事項について承認を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町税条例の改正が必要となったため、提案するものであります。

議案第2号 専決処分事項について承認を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町税条例の改正が必要となったため、提案するものであります。

議案第3号 専決処分事項について承認を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の改正が必要となったため、提案するものであります。

議案第4号 専決処分事項について承認を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、町有土地の住宅用地売り払いにより、面積及び売払い金額に変更が生じたため、提案するものであります。

議案第5号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、階上町乳幼児医療費給付条例の改正が必要となったため、提案するものであります。

議案第6号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県ひとり親家庭等医療費給付条例の改正に伴い、階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の改正が必要となったため、提案するものであります。

議案第7号 平成10年度階上町一般会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に41,641千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,601,641千円とするものであります。

それでは、第1表の歳入歳出予算補正の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入であります。地方交付税には35,000千円を追加計上し、県支出金に、水田麦・大豆・飼料作物生産振興緊急対策事業補助金445千円、「心の教室相談員」活用調査研究委託金432千円等、合わせて、1,377千円を追加補正するものであります。

繰入金には、老人保健特別会計繰入金764千円を追加補正するものであります。

町債については、既定の事業費変動より、水産業施設整備事業債に、4,500千円を追加補正するものであります。

次に、歳出であります。総務費に臨時職員賃金3,888千円、固定

資産評価替えに伴う土地鑑定評価業務委託料 5,353千円、階上岳整備計画策定委託料 15,000千円等合わせて 25,308千円を追加補正するものであります。

民生費は、平成10年4月の機構改革に伴い、社会福祉費を 41,439千円減額し、老人福祉費 41,604千円、児童福祉費 1,325千円を追加計上したもので、増減合わせて 1,490千円を追加補正するものであります。

衛生費は、ゴミの収集委託料 569千円を追加いたしました。総務費を 161千円減額しましたので、増減合わせて 408千円を追加補正するものであります。

農林水産業費は、水田麦・大豆・飼料作物生産振興緊急対策事業委託料 550千円、けやき造林補助金 1,230千円、榊・道仏地区沿岸漁場整備事業負担金 4,500千円等合わせて 7,079千円を追加補正するものであります。

商工費には、立地企業雇用奨励金 490千円を追加計上いたしました。

土木費は、立木等移転補償費 8,057千円を減額し、工事請負費及び用地買収費に、合わせて 8,057千円を追加するものであります。

教育費には、岩手県立種市高等学校創立50周年記念事業協賛会補助金 1,000千円、町連合婦人会補助金 585千円、中央体育館鉄部塗装工事費 914千円、総合運動公園用地の測量委託料 1,255千円等合わせて 7,149千円を追加補正するものであります。

予備費は、283千円を減額し、13,255千円といたしました。

第2表 継続費については、階上岳整備計画策定委託を平成10年度及び11年度の2ヶ年継続で実施するためのものであります。

第3表 地方債補正については、増殖場造成事業が増額になったので、変更するためのものであります。

議案第8号 平成10年度階上町老人保健特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、20,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1,085,863千円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

平成9年度からの繰越金 20,245千円、諸収入 213千円を追加補正するものであります。

歳出につきましては、平成9年度精算に伴う社会保険診療報酬支払基金、国庫及び県償還金、一般会計への繰出金、合わせて20,458千円を追加するものであります。

議案第9号 財産の処分について議会の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、町有土地の住宅用地売払いについて、契約者を追加し、面積及び売払い金額を変更するため提案するものであります。

議案第10号 字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、国営農地開発事業八戸平原地区、第6の2換地区の土地改良事業の施行に伴い、地方自治法第260条第1項の規定により換地処分後の整備された区画界をもって、字を画するため、提案するものであります。

議案第11号 青森県消防補償等組合理約の一部を変更する規約、及び議案第12号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約、並びに議案第13号 青森県市町村職員退職手当等組合理約の一部を変更する規約、以上3件についてご説明申し上げます。

本案は、十和田地区消防事務組合が、平成10年4月1日をもって十和田地域広域事務組合に名称変更したことにより、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を得るため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（前田常男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、日程第4、意見書案第1号 じん肺り患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める意見書の件から、日程第8、意見書案第5号 核兵器廃絶国際条約の締結を求める意見書までの件、5件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第1号から第5号については会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

意見書案第1号から第5号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第5号は、これを可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま、可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明6月17日、1日間休会いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、6月17日、1日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、6月18日午前10時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前10時21分)

平成10年第6回階上町議会定例会会議録 (第2号)

招集年月日	平成10年6月16日									
招集の場所	階上町議会議場									
開閉会日時	開 議	平成10年6月18日 午前10時00分					議 長	前 田 常 男		
及び宣告	閉 会	平成10年6月18日 午前10時27分					議 長	前 田 常 男		
応(不応)招議員 及び出席並びに欠席議員 別 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議 号	氏 名	出席別	議 号	氏 名	出席別	議 号	氏 名	出席別	
	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○	
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○	
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○	
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○	
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○	
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○	
会議録署名議員	14 番		荒 道 鶴 造			15 番		大 下 義 雄		
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	中 村 豊 志				
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	町 長	正 部 家 佑 介			助 役	中 村 禮 一 郎				
	収 入 役	伊 藤 昭 一 郎			教 育 長	大 釜 安 也				
	総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	三 上 孝 八				
	税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保 健 福 祉 課 長	鳩 文 男				
	農 林 課 長	浜 谷 義 勝			建 設 課 長	高 階 繁 雄				
	町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水 産 商 工 課 長	中 城 功				
	中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	齊 藤 博 俊				
	教 育 次 長	渡 部 光 雄			学 務 課 長	渡 部 光 雄				
	社会教育課長	小 澤 勝			体 育 課 長	池 田 隆				
	給食センター所長	林 貢			農 委 事 務 局 長	工 藤 靖 夫				
	診療所事務長	鳩 文 男			企 画 課 長 補 佐	上 博 文				
	代表監査委員	下 野 岩 男								

開議・議長
(前田常男
君)

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長(前田
常男君)

日程第1、報告第1号 平成9年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告及び日程第2、報告第2号 平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告については、お手許に配付したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

この際、日程第3、議案第1号 専決処分事項について承認を求めるの件から、日程第5、議案第3号 専決処分事項について承認を求めるまでの件、3件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

おはかりいたします。
本件は承認することにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分事項について承認を求めるの件から、議案第3号 専決処分事項について承認を求めるまでの件、3件は承認することに決しました。

日程第6、議案第4号 専決処分事項について承認を求めるの件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

おはかりいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 専決処分事項について承認を求めるの件は、承認することに決しました。

日程第7、議案第5号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたしました。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

これより議案第6号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号 平成10年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

12番 松倉正美君。

12番(松倉
正美君)

12番 松倉。
説明書の方の5ページの中で、総務管理費の中で、臨時雇賃金という、3,888千円というのが計上されておりますけれども、これは、庁舎内のいろいろなお仕事の中で、当然、臨時的な労務者を雇用しなければならなくなったということだと思いますけれども、内容的なことについては、全然分かっていませんので、その辺を詳しく、どういわけでこういうことを計上するのか、お聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長(前田
常男君)

総務課長 浜谷政己君。

総務課長(浜谷政己君)

ただいまの松倉議員のご質問にお答えいたします。
総務課で、本来、もっております賃金につきましては、職員が病気休暇や出産休暇等に、一時的に使用するものでありますけれども、今回のものは、職員の退職等によります欠員のための臨時職員の、それに対応するためのものでございます。以上でございます。

議長(前田
常男君)

ほかに質疑は、ありませんか。

ハイ、6番 桑原一夫君。

6番（桑原
一夫君）

ハイ、6番 桑原。

けやき造林事業で、町の考え方をお尋ねいたします。

町木であるけやきの造林につきましては、けやき愛護育成条例等設定し、町の強い意志において、この事業が進められてきたものと理解をいたしております。

そういう中で、昨年度は減額補正今年度は、6月において増額というふうに、当初の見込みよりも、この事業が変更をきたしてきておるわけでございます。

そういう中で考えてみますと、こういう増減、当初見込みよりも変更が招ずるということを考えてみますと、どうしても、個人の山が、それぞれによって、面積が違う、又、伐採した後にはけやきを造林しようという人達が多いと、森林組合におきましても、総会時には、啓もう普及をしてきておるところでございます。

そういう中で、町財政を鑑みますと、増額するということは大変困ることは、重々承知しております。

いままでの経過からいたしまして、今後とも、こいうふうな当初の見込みよりも、増減の変更が招ずることは、これからも考えられるわけであると思えます。

その中で、こういう場合が招じたことは、森林組合の計画性のなさに起因するものだと、町の方で困ったと、指導しなければならないというふうな認識で、この事業をこれからもやられていくのか、それとも、当初の町の大きな方針通り、又、現場の状態、これらを鑑みて、財政の許す限り、町・山主・森林組合が一体となって、これを進めていくという考えなのか、町の基本的な考え方をお尋ねいたします。

議長（前田
常男君）

ハイ、農林課長 浜谷義勝君。

農林課長（
浜谷義勝君）

それでは、お答え申し上げます。

実は、私の方でも、けやき愛護条例を作成して、平成4年から進めておったわけでございます。

昨年から予算の減額、それから増額等が出てきたということございまして、実は、私どもも、森林組合ともいろいろご相談申し上げているわけございまして、桑原議員もご承知の通り、町財政の厳しさもあるわけですが、町の木を今後とも進めたいということで、実は、森林組合の方に3カ年計画を作成してほしいと、それに基づいて予算の増減のないよう

にして進めたいということで、先般組合の方とも、ご相談申し上げまして11月に、森林組合とご相談申し上げて、新年度予算を作成するわけですが、その際に、実態から申し上げますと、森林組合の方では、まだ、林家の方々と詰めの段階に入っていないということ等もございましたもので、平成11年度以降につきましては、3ケ年の計画を出してほしいと、当面、森林組合と私の方では、50町歩まで、とりあえず一つの目安として進めてみようということで、今、森林組合ともお話しをしている最中で、今後ともけやきの造林については、積極的に進めてまいりたいというふうに考えてございますけれども、森林組合の方のお話しとしますと、なかなか事情等がございまして、伐採した後でなければ植えないという実態を把握できないという、悩みもあるようでございますけれども、なんとかしてひとつ3ケ年の計画を作成いただくと、そうすることによって、予算の増減をいくらかでもないように、計画通りに進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、桑原一夫君。

6番（桑原
一夫君）

ハイ、桑原。

課長のおっしゃる通りでございまして、ある程度、長期計画を立てて予算を組んでいかなければ、財政措置等が困るわけでございます。

しかし、課長もご認識の通り、実態は非常に現場では、把握するのは厳しい、難しい、今後とも、こういう見込み額と違う、変更が出てくることは、重々ご承知をしておいていただければ、ありがたい。

ただ、これが、森林組合の計画性のなさということに起因すると、困ったというふうなことだけでは、私はいけないのではないかとということ、ご理解いただければありがたいと思います。

私は以上です。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号 平成10年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号 平成10年度階上町老人保健特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号 平成10年度階上町老人保健特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号 財産の処分について議会の議決を求めるの件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号 財産の処分について議会の議決を求めるの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号 字の区域の変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 字の区域の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第13、議案第11号 青森県消防補償等組合格約の一部を変更する規約についての件から、日程第15、議案第13号 青森県市町村職員退職手当等組合格約の一部を変更する規約についてまでの件、3件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号 青森県消防補償等組合格約の一部を変更する規

約についての件から、議案第13号 青森県市町村職員退職手当等組合規約の一部を変更する規約についてまでの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第39条の規定により議会運営委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は付託することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま付託されました件につき委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

6月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
今定例会、3日間でありましたが、ご提案申し上げました議案13件全部、原案のとおりご承認いただきましたこと厚くお礼を申し上げたいと思います。

議員各位のご活躍を心からお祈りして、大変簡単ではありますが、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

ありがとうございます。

これにて、平成10年第6回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時27分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員